

第2章 リーディングプロジェクト

1 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約

旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。あわせて、老朽化している栄町児童館・敬老館を移転・複合化し、児童館は事業の充実を図るとともに、敬老館は街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築	工事	工事	工事	工事	—
【児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築	工事	工事	工事	移転	—

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

こども家庭部 子育て支援課

高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

2 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

美術館は、再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）の敷地とあわせて全面改築します。

貫井図書館は、美術館の改築にあわせて一体的に整備します。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は令和7年度に廃止します。トレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。

中村橋区民センターは、トレーニング室の移設や会議室の増設など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修工事を行います。大規模改修時に休止できない事業について、光が丘第七小学校跡施設や光が丘区民センター、サンライフ練馬の部屋の一部を活用します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【美術館・貫井図書館】 再整備基本構想に基づく改築	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 (完了)
【サンライフ練馬】 廃止	調整	調整	廃止	—	—
【中村橋区民センター】 大規模改修	実施設計	工事	工事	—	—

事業実施課：地域文化部 美術館再整備担当課
産業経済部 経済課

教育振興部 光が丘図書館
福祉部 障害者サービス調整担当課

3 練馬春日町駅周辺施設の再編

練馬春日町駅周辺には、春日町青少年館、春日町南地区区民館、春日町地域集会所があり、各施設とも老朽化への対応が必要な時期となっています。

春日町青少年館は、改築に着手します。改築にあたっては、必要な機能は維持しつつ、若者自立支援事業のスペースを拡充するほか、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備することで、区民サービスの向上を図ります。

春日町地域集会所は、近接する春日町青少年館の改築にあわせて移転し、複合化します。

春日町南地区区民館は、大規模改修を行います。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【春日町青少年館・ 春日町地域集会所】 改築、複合化	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事
【春日町南地区区 民館】 大規模改修	方向性の決定	—	基本設計	実施設計	工事 (完了)

事業実施課：こども家庭部 青少年課
 地域文化部 地域振興課
 高齢施策担当部 高齢者支援課

4 区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致

区有地に民設民営の生活介護事業所等を誘致することにより、医療的ケアが必要な方の重症心身障害者通所事業を充実します。

新たに取得した三原台二丁目用地に、通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止します。跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として活用した後、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けた検討を進めます。

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。新たな施設を整備する間、関町福祉園は大泉学園町福祉園跡施設に一時移転して運営します。新たな施設の開設にあわせ、関町福祉園は廃止を含めて検討します。

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致】 施設整備工事※1	用地取得	事業者選定 調整	設計	設計	工事 (完了)
【大泉学園町福祉園】 廃止	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 廃止※2
【大泉保健相談所】 移転等の検討	検討	検討	検討	検討	検討
現 関町福祉園用地					
【生活介護事業所等の誘致】 施設整備設計※1	方向性の決定	—	事業者選定 調整	調整	調整 設計
【関町福祉園】 除却設計	方向性の決定	—	—	—	除却設計

※1…設計・工事は事業者が実施

※2…新たな多機能型施設の開設にあわせて廃止

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

健康部 健康推進課